

公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー
賛助会員会費納入通知書等印刷業務仕様書

1 印刷仕様

(1) 部数

- ・賛助会費納入依頼書 3, 0 0 0 枚
- ・窓付き封筒 3, 0 0 0 枚

(2) 刷り

- ・賛助会費納入依頼書 表面 2色(赤・黒)・裏面 1色
- ・窓付き封筒 表面 2色(赤・黒)・裏面 なし

(3) 頁数等

- ・賛助会費納入依頼書 2 頁

2 用紙等仕様

(1) 賛助会費納入依頼書

- ・サイズ A 4 版
- ・紙質 普通紙(インクジェットプリンタで印字可能なもの)
- ・厚さ 0. 1 2 mm

(2) 窓付き封筒

- ・サイズ 長 3 封筒サイズ
- ・マチ なし
- ・カラー ブルー系
- ・窓の寸法 5 0 mm×1 0 0 mm以内
- ・窓部分の材質 グラシン紙

3 作業内容

(1) 賛助会費納入依頼書

- ・提示されたフォーマットに従い表面・裏面を印刷すること
- ・提示されたフォーマットに従いミシン目(3 本(直線×1・T字×1))を入れること
- ・1, 0 0 0 部/1 梱包とし、クラフト紙で梱包すること

(2) 窓付き封筒

- ・提示されたフォーマットに従い表面を印刷すること
- ・1, 0 0 0 部/1 梱包とし、ダンボールケースで梱包すること

4 入稿方法

(1) 振込伝票

見本の提示

(2) その他の部分

電子媒体(ワードファイル、電子公印画像ファイル)

(3) 窓付き封筒

見本の提示及び電子媒体(ロゴ画像ファイル)

- 5 原稿入稿期限 令和3年10月29日
- 6 納入期限 令和4年1月31日
- 7 納入場所 財団事務局に納入すること
住所：高松市サンポート1番1号
高松港旅客ターミナルビル7階
- 8 納入検査 納入完了後に検査職員の納入検査を行う。
- 9 その他
- (1) 本仕様書に記載のない事項であって、本物件の運用に必要と認められる事項が発生した場合は、担当職員と協議し、その指示に従うこと。
 - (2) 本仕様に基づく全ての作業において、当財団が提供した業務上の情報は第三者に開示または漏洩しないこと。また、そのために必要な措置を講じること。

令和3年8月23日

公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー

請 求 書

令和 年 月 日

〇〇〇〇〇〇〇〇 御中

下記のとおり、御請求申し上げます。

件 名： 令和 4 年度賛助会員会費 金 額： ￥〇〇,〇〇〇ー

納期限： 令和 4 年 6 月末日

振込先： 百十四銀行 高松市役所支店 (普) 〇 6 2 3 1 1 6 高松市サンポート 1 番 1 号
香川銀行 本店 (普) 2 1 2 9 8 7 2 高松港旅客ターミナルビル 7 階
公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー
理事長 〇〇 〇〇

本書の伝票を御利用いただければ、振込手数料は不要です。
その他の方法でお振込頂く場合は、振込手数料は貴社にてご負担ください。

令和 年 月 日

〒760-0019
高松市サンポート 1 番 1 号
高松港旅客ターミナルビル 7 階
公益財団法人高松観光コンベンション・
ビューロー
理事長 〇〇 〇〇 様

賛助会員各位

賛助会費の納入について (お願い)

本年度賛助会費の納入を、本書のとおり御案内させていただきますので、納期限までに、御納入賜りますようお願い申し上げます。
今後とも、当財団の事業に御理解、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

本件に関するお問合せ：
公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー
TEL 〇 8 7 - 8 2 2 - 7 0 6 0
E-mail kaiin@takamatsu.or.jp
※賛助会員規程については裏面をご覧ください。

担当： 〇〇

公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー
理事長 〇〇 〇〇

領 収 書

普通預金入金伝票・テレ為替伝票

青字は、財団が後に印字する部分
緑線は、ミシン目を入れる箇所

(見本 別添)

(見本 別添)

賛助会員規程（平成6年規程第3号）

（趣旨）

第1条 この規程は、公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー（以下「ビューロー」という。）定款第40条の規定に基づき、賛助会員に関し、必要な事項を定めるものとする。

（入会）

第2条 賛助会員として入会しようとする者は、公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー賛助会員入会申込書（様式第1号）に必要な事項を記載の上、理事長に申し込まなければならない。

（特典）

第3条 賛助会員は、公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー定款（平成24年3月22日 香川県知事認可。以下「定款」という。）第40条第2項の規定により、ビューローの発行する情報紙などの配布を受けることができるほかビューローが主催する各種会合へ参加することができる。

（賛助会費）

第4条 賛助会費は、年額1口につき1万円とし、毎年6月末日までに納入しなければならない。ただし、新規加入のときは、入会決定後速やかに納入するものとする。

2 既納の賛助会費は、理由のいかんを問わず返還しないものとする。

3 10月1日以降に新規加入した会員の当該年度の賛助会費は、年額の2分の1とする。

4 賛助会費は、その他の財産とし、その2分の1以上を公益目的事業で活用するものとする。

（会員の資格喪失）

第5条 賛助会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

（1）退会したとき。

（2）死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は賛助会員である団体が消滅したとき。

（3）2年以上賛助会費を滞納したとき。

（4）除名されたとき。

（退会）

第6条 賛助会員は、公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー賛助会員退会届（様式第2号）を提出し、任意に退会することができる。

（除名）

第7条 理事長は、賛助会員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において、出席理事の3分の2以上に当たる多数をもって除名することができる。この場合、当該賛助会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

（1）定款又はこの規程に違反したとき。

（2）ビューローの名誉を傷つけ、又は信用を失うような行為があったとき。

（委任）

第8条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（令和4年4月現在。最新の規程は、<https://takamatsu.or.jp/kaiinkitei.pdf> を御確認ください。）

【長3封筒】

